

令和 7 年 8 月 吉日

貸金庫ご利用のお客さま

柏崎信用金庫

貸金庫規定の改正について

平素より柏崎信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

令和 7 年 5 月 30 日、金融機関による貸金庫業務の適性化を図るため、金融庁の「主要行等向けの総合的な監督指針」が改正されたことを踏まえ、当金庫「貸金庫規定」を改定いたします。改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後もお客さまに安心して貸金庫をご利用いただけますよう、管理態勢強化やサービス向上に努めてまいります。

記

1. 改正の対象となる規定

貸金庫規定

2. 主な改正内容（詳細は別添「新旧対照表」のとおり）

① 貸金庫に格納いただけないものに「現金」・「マネー・ローンダリング
およびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと
考えられるもの」・「危険物や変質、腐敗のおそれがあるもの」等が追加

② 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただけること）を書面等でご申告
いただくこと等が追加

3. 改正日

令和 8 年 4 月 1 日（水）

4. ご留意点

現在、貸金庫内に「現金」を格納されているお客さまは「現金」の
取り出しをお願いします。（令和 8 年 2 月末日迄）

《本件に関するお問い合わせ先》

柏崎信用金庫 事務部（Tel.0257-24-3321）

新旧対照表（赤色下線部分が改正箇所）

改正後	改正前
1.（格納庫の範囲） （1）（2） ～略～ <u>（3） 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点 からリスクの高いと考えられるもの</u> <u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u> <u>2.（利用目的の確認）</u> <u>（1） 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>（2） 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u> <u>3.（契約期間等）</u> ～略～ <u>4.（使用料）</u> （1）～（3） ～略～ <u>5.（鍵の保管）</u> ～略～ <u>6.（貸金庫の開閉等）</u> （1）～（5） ～略～ <u>7.（成年後見人等の届出）</u> （1）～（5） ～略～ <u>8.（届出の変更等）</u> （1）～（2） ～略～ <u>9.（カード、鍵の喪失等の取扱い）</u> （1）～（3） ～略～ <u>10.（暗証番号、印鑑照合等）</u> （1）～（2） ～略～	1.（格納庫の範囲） （1）（2） ～略～ <u>（3） ～新設～</u> <u>2.（利用目的の確認）</u> <u>（1）（2） ～新設～</u> <u>2.（契約期間等）</u> ～略～ <u>3.（使用料）</u> （1）～（3） ～略～ <u>4.（鍵の保管）</u> ～略～ <u>5.（貸金庫の開閉等）</u> （1）～（5） ～略～ <u>6.（成年後見人等の届出）</u> （1）～（5） ～略～ <u>7.（届出の変更等）</u> （1）～（2） ～略～ <u>8.（カード、鍵の喪失等の取扱い）</u> （1）～（3） ～略～ <u>9.（暗証番号、印鑑照合等）</u> （1）～（2） ～略～

1.1. (損害の負担等)

(1) ～ (3) ～略～

1.2. (反社会的勢力との取引謝絶)

この貸金庫は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

1.3. (解約等)

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カードおよび印鑑を持参し、当金庫の所定の手続をしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、カードまたは届出の印鑑を失った場合に解約するときは、前 9 条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。第 3 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

① ～ ⑤ ～略～

⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず 契約、使用されたことが明らかになったとき

⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき

⑨ マネー・ロンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

(3) ～略～

① ～略～

② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

1.0. (損害の負担等)

(1) ～ (3) ～略～

1.1. (反社会的勢力との取引謝絶)

この貸金庫は、第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項各号一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

1.2. (解約等)

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カードおよび印鑑を持参し、当金庫の所定の手続をしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、カードまたは届出の印鑑を失った場合に解約するときは、前 8 条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。第 2 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

① ～ ⑤ ～略～

⑥ ～ ⑨ ～新設～

(3) ～略～

① ～略～

② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、またはつぎのいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる

F. その他前各号に準ずる者

③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) ～略～

(6) ～略～

14. (貸金庫の修繕、移転等)

～略～

15. (緊急措置)

～略～

16. (譲渡、転貸等の禁止)

～略～

関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他AからDに準ずる行為

(4) (追加) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) ～略～

(6) ～略～

13. (貸金庫の修繕、移転等)

～略～

14. (緊急措置)

～略～

15. (譲渡、転貸等の禁止)

～略～

